



区議会第1回定例会を開催します

開催予定 / 2月20日(月)～3月28日(火)

令和5年度予算の審議等を行います。

本会議と予算特別委員会の模様は、区役所第1～3庁舎と総合支所、市民活動支援コーナー(キャロットタワー3階)、区のホームページ [世田谷区議会](#) でご覧になれます。

FMラジオ・エフエム世田谷(83.4MHz)では、2月22日(水)から代表質問及び一般質問の録音放送を行う予定です(月～金曜=午後5時から、日曜=午後7時から)。

☎区議会事務局 ☎5432-2779 FAX5432-3030

引っ越しの際は住民登録の届出を忘れずに

引っ越しをした場合、原則14日以内に住民登録の届出が必要です。届出の際は、下記のものをお持ちください。

- 本人確認資料(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- マイナンバーカード(お持ちの方全員分)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方全員分)
- 他の区市町村から世田谷区へ引っ越しした方は、前の住所地で発行された転出証明書(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例の転出届をされた方を除く)
- 外国人の方は、引っ越しした方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書等
- 国外から世田谷区へ転入した場合は、全員分のパスポート及び入国日が確認できる航空券の半券等(パスポートで確認できない場合)

届出窓口 / 総合支所くみん窓口・出張所

※まちづくりセンターでの届出はできません。

※その他、届出内容によって追加が必要となる書類があります。

※土曜は、他の区市町村への確認が必要となる手続き(国外からの転入や、戸籍の届出を伴う手続き等)はできません。

※3月中旬～4月上旬は、窓口が大変混雑します。なるべくお早めにご来所ください。

◆ 転出届(世田谷区から他の区市町村への引っ越し)は郵送、マイナポータルでも届出ができます。ファクシミリによる届出はできません。

◆ マイナポータルによる転出届には、有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、マイナポータルに対応しているパソコンまたはスマートフォンが必要です。

☎詳しくは、区のホームページをご覧ください。

☎住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX5432-3077



ご意見をいただきました

～主なご意見等と区の方の考え方をお知らせします

①改正世田谷区個人情報保護条例(素案)

9～10月に実施したパブリックコメントでは、47人の方からご意見等(62件)をいただきました。

主なご意見等	区の方の考え方
LGBTやDV被害者に関する個人情報を条例要配慮個人情報として条例に規定するべきである。	条例要配慮個人情報の規定について改めて検討を行った結果、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の趣旨等を踏まえ、「国籍」「性的マイノリティ」「ドメスティック・バイオレンス」のいずれかの内容が含まれる個人情報を、条例要配慮個人情報として条例案に規定することとしました。
情報公開・個人情報保護審議会が今後も十分に機能するようにすること。	条例や個人情報保護のための安全管理措置基準等の整備・改廃時の意見聴取等において、情報公開・個人情報保護審議会に関与していただきます。

☎区政情報課 ☎5432-2097 FAX5432-3007

②世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(素案)

9～10月に実施した意見募集では、39人の方からご意見等(123件)をいただきました。

主なご意見等	区の方の考え方
2030年度温室効果ガス削減目標を2013年度比65%以上に引き上げてほしい。	計画素案では、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を「達成すべき目標」「野心的な目標」として、それぞれ「2013年度比で57.1%削減」「2013年度比で60%削減」と設定していました。計画案では「野心的な目標」を見直し、「2013年度比で66%削減」としています。
2030年度までの新規住宅について、年次ごとの太陽光パネルの設置率の目標値を設定すること。	区における2030年度太陽光発電システム設置棟数(累計)については、目標値を設定し、計画案でお示します。

☎環境計画課 ☎6432-7131 FAX6432-7981

パブリックコメント及び意見募集の結果は、区のホームページ(下記二次元コード)または各担当課、区政情報センター、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

いただいたご意見等を踏まえ、①4月に改正条例を施行、②3月に計画を策定する予定です。



障害年金をご存じですか

障害の程度が国の定める認定基準以上であり、年金保険料の納付状況など一定の要件を満たした場合に受け取ることができる年金です。

初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日)時点で加入していた年金制度の種類によって、請求できる年金及び相談窓口が異なります。

● 障害基礎年金

☎初診日が次のいずれかにある方 ①国民年金の加入期間中 ②20歳前 ③60歳以上65歳未満かつ国内在住期間中

相談窓口 / 国保・年金課国民年金係または世田谷年金事務所三軒茶屋相談室(キャロットタワー13階)

● 障害厚生年金

☎初診日が厚生年金の加入期間中にある方

相談窓口 / 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室(キャロットタワー13階)

☎詳しくは、日本年金機構ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。

☎国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051

世田谷年金事務所三軒茶屋相談室

☎6805-6367(音声案内「1」→「2」) FAX3421-1147



新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

発熱外来を実施している医療機関リストをご覧ください ☎HPQ 199397

東京都発熱相談センター

症状のご相談(いずれも24時間・多言語対応) 医療機関案内専用(いずれも24時間)
 ☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780 ☎03-5320-4327 ☎03-5320-5971
 ☎03-5320-4551 ☎03-5320-4411 ☎03-5320-7030 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022

(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター (毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
 ☎0570-550-571 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

陽性と
なった方
新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ
(右記二次元コード)をご覧ください。
☎HPQ 190526



療養期間終了後も症状が残っている方
(「コロナの後遺症について」とお申し出ください)

世田谷区コロナ後遺症相談窓口

☎03-5432-2910

(月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

※東京都が設置する相談窓口、コロナ後遺症対応医療機関の一覧もご覧になれます(後記二次元コード参照)。

新型コロナウイルス感染症に関して詳しくはこちら
☎HPQ 184143

